

VOL.2110

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。ご自身にどう当てはめたらよいかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[今月のテーマ]

電子帳簿保存法が改正されました

[contents]

- ◆ 電子帳簿保存法とは
- ◆ 電子保存可能な書類
- ◆ 電子帳簿保存等の見直しについて
- ◆ スキャナ保存の見直しについて
- ◆ 電子取引の保存について



税理士法人 トータル財務プラン
行政書士法人 トータル財務プラン
一般社団法人 トータル財務プラン
株式会社 トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号
ライオンズ三宮ビル 2F
TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717
info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

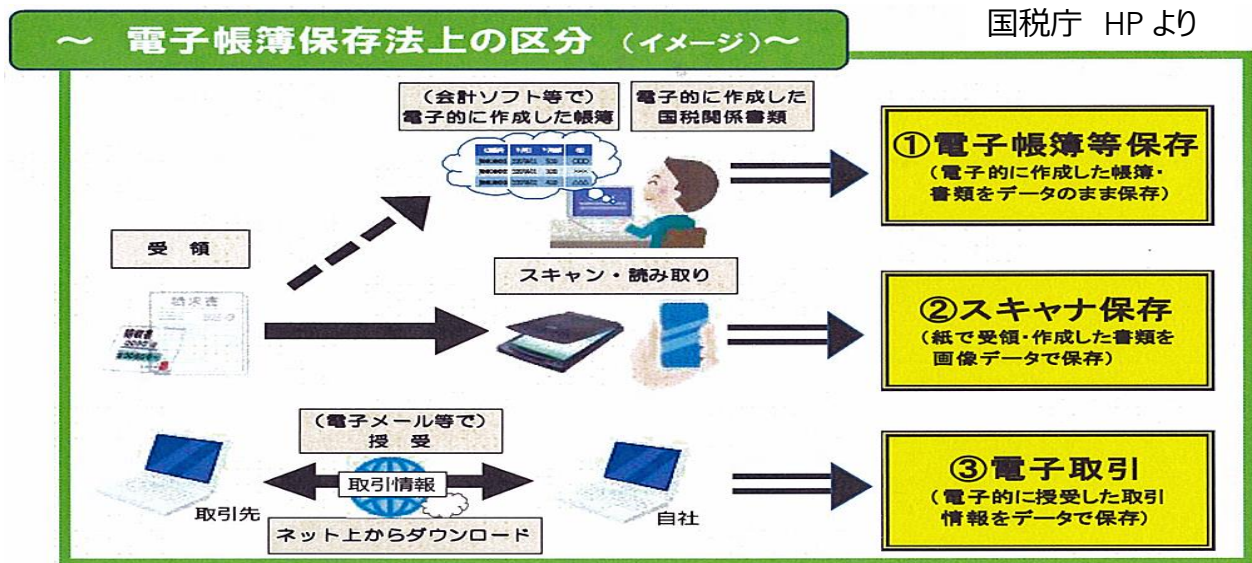
電子帳簿保存法が改正されました

1. はじめに

電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）は、1998年に制定された法律で国税関係帳簿書類について電子データによる保存を認めています。近年、高度情報化・ペーパーレス化が進んでいることを踏まえ、令和3年度の税制改正において抜本的な見直しが行われました。この改正により電子帳簿の保存要件が大幅に緩和され、多くの会社で利用されやすくなるものと思われます。今回は電子帳簿保存法についてわかりやすく説明します。

2. 電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法は、これまで紙で保存する必要があった会社の申告に必要な書類や帳簿などを電子データで保存することを容認したこと及び電子的に授受した取引情報の保存義務を定めた法律です。電子帳簿保存上、電磁的記録による保存は以下の3種類に区分されます。



3. 電子保存可能な書類

電子保存可能な書類を①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引に分けて説明します。

【電子帳簿保存の対象】

種類	内容
国税関係帳簿	仕訳帳・総勘定元帳・売上帳・仕入帳・固定資産台帳など
国税関係書類	決算関係書類（貸借対照表、損益計算書・株主資本等変動計算書など）

【スキャナ保存の対象】

種類	内容
国税関係帳簿	・ 契約書・納品書・請求書・領収書など ・ 見積書・注文書・検収書など

【電子取引の対象】

電子取引とは取引情報の授受を電磁的な方式により行うメールなどの取引をいい、電子契約をした場合の契約書、領収書などがデータ保存の対象になります。その他に電子マネーによる決済をした場合の電子的な明細なども対象になります。

4. 電子帳簿保存等の見直しについて

電子帳簿保存の対象の書類をデータ保存するには、改正により下記の③と④の要件を満たせば適用することができます。自社が使用している会計ソフトが電子帳簿保存法に対応しているかの確認が必要です。

要件	概要	改正前	改正後
税務署長の承認	税務署長に「承認」を受けること	必要	不要
① 訂正・削除履歴の確保	記録事項の訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること	必要	不要
② 相互関連性の確保	帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互に関連性を確認できること	必要	不要
③ 関連書類等の備付け	システム関係書類等の備付けを行うこと（操作説明書など）	必要	
④ 見読可能性の確保	電子計算機等を備付け、記録事項をディスプレイの画面等に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できること（会計ソフトの備付け）	必要	
⑤ 検索機能の確保	取引年月日、勘定科目、取引金額その他の帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定できること等	必要	不要
新設要件	税務職員の質問検査権に基づく帳簿書類データのダウンロードの求めがある場合に応じることとする		必要

★ 過少申告加算税の軽減措置が受けられる

改正前の①から⑤の全ての要件を満たさず形でデータ保存する場合は、その帳簿データの記録事項について申告漏れがあっても過少申告加算税が5%軽減（申告漏れに係る法人税等の5%相当額を控除）することができます。ただし、申告漏れについて隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には本措置の適用はありません。あらかじめ税務署に届出書を提出することが必要です。

5. スキャナ保存の見直しについて

前項の国税関係帳簿である契約書等のスキャナ保存について、下記の要件を満たすと紙による保存は不要になります。しかし、スキャンミス等があった場合は書類の保存義務を満たしていないことになり、再度書類を交付してもらうことになるので注意が必要です。

要件	概要	改正前	改正後
税務署長の承認 (電帳法4③)	税務署長に承認を受けること	必要	不要
タイムスタンプ等 (電帳規3⑤二ロ)	①書類の受領後「一定期間内」にタイムスタンプを付与すること	①「3日以内」	①「最長約2月以内」*1
	②受領者等の自署	②必要	②不要
適正事務処理 (電帳規3⑤四)	相互けん制、定期的な検査、再発防止の社内規程に基づき事務処理をすること	必要	不要
検索機能の確保 (電帳規3①五、3⑤七)	①「一定事項」を検索条件に設定できること	①「取引年月日、取引金額等、その他主要な記録項目」	①「取引年月日、取引金額、取引先」
	②日付又は金額の記録項目の範囲を指定して条件設定できること	②必要	②必要*2
	③二以上の任意の記録を組み合わせて条件設定できること	③必要	③必要*2

*1：データの訂正又は削除の事実及び内容を確認できるシステム（訂正又は削除をできないシステムを含む）にデータ保存した場合は、タイムスタンプの付与は「不要」

*2：税務職員の質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることとする場合は、②③の要件は「不要」

6. 電子取引の保存について

今回の改正により、全ての事業者に影響を及ぼすことになるのがこの電子取引の保存制度になります。前項までの「電子帳簿保存等」や「スキャナ保存」は事業者の選択適用ですが、この制度は電子取引を行えば自動的に適用されることになり、いままで代替措置である紙出力の廃止により、令和4年1月1日から電子データによる保存が義務付けられます。メールで請求書を受領している場合、紙に出力して保存することができなくなります。

要件としては、上記「5. スキャナ保存」の要件である「タイムスタンプ等」又は「検索機能の確保」があります。その他の要件として、正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定めることがあり、いずれかの要件を満たす必要があります。この場合において、保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者の場合には、全ての検索要件を不要とします。

従来のように紙で保存している場合は、保存すべき電子データの保存がなかったものとして青色申告の承認の取り消しの対象となりますので注意が必要です。

7. 最後に

電子帳簿保存についての改正で令和4年1月1日以降から利用手続きが簡素化になることを中心に説明しました。書類を紙で保存することで保管場所を確保しないといけないこと、印刷コストがかかること、紛失のリスクがあることを考えるとこの改正を機に電子帳簿保存を検討すべきかと思います。

関心を持たれた方は担当へご相談下さい。

執筆者 宮崎 真一